

LIA-J200 JIS 認証業務規程 新旧対照表（令和2年7月15日施行）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第4章 認証業務従事者</p> <p>(JIS 認証審査員)</p> <p>第12条 JIS 認証審査員の資格要件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業(大学院においては修了)していること。 二 省令に関する十分な知識を有していること。 三 標準化、品質管理に関する十分な知識を有すること。 四 品質マネジメントシステム審査に関する十分な技能を有していること。 五 登録の区分に係る鉱工業品の製造に必要な技術に関する十分な知識を有していること。 六 製品認証業務に通算して4年以上の実務経験を有すること。 <p>(JIS 認証試験員)</p> <p>第13条 JIS 認証試験員の資格要件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業(大学院においては修了)していること。 二 当該 JIS に関する十分な知識を有していること。 三 JIS Q 17025 に関する十分な知識を有していること。 四 当該 JIS に関する試験に通算して1年以上、若しくは当該 JIS 以外の JIS に関する試験に通算して2年以上実務経験を有すること。 <p><u>(認証管理責任者)</u></p> <p><u>第13条の2 認証管理責任者の資格要件は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 関連法令に関する十分な知識を有していること。</u> <u>二 標準化、品質管理に関する十分な知識を有していること。</u> <u>三 JIS Q 9001 に関する十分な知識を有していること。</u> <u>四 JIS Q 17025 に関する十分な知識を有していること。</u> <u>五 JIS Q 17065 に関する十分な知識を有していること。</u> <u>六 製品認証業務に通算して4年以上の実務経験を有すること。</u> <u>七 省令第25条各号の業務を実施することが可能な職責の者であること。</u> <p><u>(認証の業務への従事)</u></p> <p><u>第13条の3 JIS 認証審査員、JIS 認証試験員及び認証管理責任者は、次に掲げる実務経験を有し、かつ、講習を修了しなければ、認証の業務へ従事してはならない。</u></p> | <p>第4章 JIS 認証審査員等</p> <p>(JIS 認証審査員<u>の資格</u>)</p> <p>第12条 JIS 認証審査員の資格は、次の各号に掲げる<u>条件に適合することとする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業(大学院においては修了)していること。 二 省令に関する十分な知識を有していること。 三 標準化、品質管理に関する十分な知識を有すること。 四 品質マネジメントシステム審査に関する十分な技能を有していること。 五 登録の区分に係る鉱工業品の製造に必要な技術に関する十分な知識を有していること。 六 製品認証業務に通算して4年以上の実務経験を有すること。 <p>(JIS 認証試験員<u>の資格</u>)</p> <p>第13条 JIS 認証試験員の資格は、次の各号に掲げる<u>条件に適合することとする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業(大学院においては修了)していること。 二 当該 JIS に関する十分な知識を有していること。 三 JIS Q 17025 に関する十分な知識を有していること。 四 当該 JIS に関する試験に通算して1年以上、若しくは当該 JIS 以外の JIS に関する試験に通算して2年以上実務経験を有すること。 <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |

| 新 | | | 旧 |
|---|-------------|---|---|
| <u>要 員</u> | <u>要 件</u> | | |
| <u>JIS 認証審査員</u> | <u>実務経験</u> | <u>省令第 12 条の現地調査の業務に関し 1 年以上の実務経験を有すること</u> | |
| | <u>講 習</u> | <u>関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 JIS Q 9001 に関する講習 JIS Q 17025 に関する講習 JIS Q 17065 に関する講習 現地調査の業務に係る JIS に関する講習</u> | |
| <u>JIS 認証試験員</u> | <u>実務経験</u> | <u>省令第 11 条の製品試験の業務又はこれと類似する業務に関し 1 年以上の実務経験を有すること</u> | |
| | <u>講 習</u> | <u>関連法令に関する講習 JIS Q 17025 に関する講習 製品試験の業務に係る JIS に関する講習</u> | |
| <u>認証管理責任者</u> | <u>実務経験</u> | <u>認証の業務又はこれと類似する業務に関し 3 年以上の実務経験を有すること</u> | |
| | <u>講 習</u> | <u>関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 JIS Q 9001 に関する講習 JIS Q 17025 に関する講習 JIS Q 17065 に関する講習</u> | |
| <p>(<u>認証業務従事者の選任及び解任</u>)</p> <p>第 14 条 JIS 認証審査員の選任者を認証管理責任者、JIS 認証試験員の選任者を中央検査所長、<u>認証管理責任者の選任者を専務理事</u>とする。</p> <p>2 それぞれの選任者は、次の各号の一に該当するときは、これを解任するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 休職、退職及び解雇になったとき 二 本業務規程に違反し、本会の信頼性を著しく毀損したとき 三 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき <p><u>附 則 (令和 2 年 6 月 8 日)</u> <u>この改正は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。</u></p> | | | <p>(<u>JIS 認証審査員等の選任及び解任</u>)</p> <p>第 14 条 JIS 認証審査員の選任者を認証管理責任者、JIS 認証試験員の選任者を中央検査所長とする。</p> <p>2 それぞれの選任者は、次の各号の一に該当するときは、これを解任するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 休職、退職及び解雇になったとき 二 本業務規程に違反し、本会の信頼性を著しく毀損したとき 三 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき |